平成２２年（フ）第２３号
福島県西白河郡矢吹町井戸尻532番地２
債務者　鈴木　　晃
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
神戸市灘区神ノ木通１丁目１番３号　グランディール六甲102、従前の住所東京都江東区有明１丁目３番14―2214号
債務者　中野　香里（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１５号
神戸市兵庫区湊川町５丁目５番２号
債務者　西尾　郁子
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５４号
神戸市北区鈴蘭台西町４丁目17番１―102号
債務者　松﨑　直美
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７８号
神戸市須磨区北落合５丁目１番329―504号
債務者　末廣　義明
１　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８号
松江市八雲町熊野4524番地41
債務者　片寄　時美
１　決定年月日時　平成22年４月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９号
松江市八雲町熊野4524番地41
債務者　片寄　厚子
１　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５８号
福島県いわき市鹿島町米田字殿作27番地の53上原ハイツ103
債務者　南　　大輔（旧姓蛭田）
１　決定年月日時　平成22年４月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３１号
熊本市健軍４丁目８番10号
債務者　光永　康子
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８５号
熊本県合志市野々島941番地１
債務者　大村　幸江
１　決定年月日時　平成22年４月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２１年（フ）第１４５０号
千葉市緑区おゆみ野５丁目56番地１サンボナールⅠ―101号、開始決定時の住所千葉県市原市西広３丁目７番地48
破産者　佐藤奈緒子（旧姓伊東）
１　決定年月日　平成22年４月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６８９号
盛岡市中屋敷町８番54号　第１コーポ千葉103号、旧住所盛岡市城西町２番21号
破産者　藤田美和子
１　決定年月日　平成22年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８４５号
岩手県紫波郡紫波町船久保字中村１番地１
破産者　藤原　淳子
１　決定年月日　平成22年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２９号
岩手県八幡平市大更第40地割１番地１
破産者　小笠原光子
１　決定年月日　平成22年４月５日
２　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２４号
北海道稚内市末広３丁目１番11号
破産者　佐々木　進
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所稚内支部

平成２１年（フ）第１２４８号
千葉県市原市五井5666番地28
破産者　橋本　　茜（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８１号
千葉県船橋市旭町１丁目９番31号
破産者　二宮　博子
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４３８号
千葉県市原市上高根757番地２
破産者　楢原　佳美
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４４１号
千葉県八千代市ゆりのき台１丁目５番地　ゆりのき台アーバンライフ302号
破産者　井上　久俊
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４４６号
千葉市中央区寒川町３丁目131番地
破産者　高橋　好広
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４４７号
千葉市中央区寒川町３丁目131番地
破産者　高橋久美子
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４５６号
千葉県市川市富浜３丁目12番15―303号　アゼリア２
破産者　八矢メリージョイス
１　決定年月日　平成22年４月６日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係